

別表十二(八)
「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(八) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18			
積立期間	2	. . .					
当期積立額	3	円	当期解体費用を支出した場合の益金算入額	19			
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	繰越金算入額の計	繰越金算入額の計 (19) + (20) + (21)	22		
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5				繰越金算入額	20
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6				繰越金算入額	21
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7				繰越金算入額	22
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8						
計	9	(6) + (7) - (8)					
積立限度額	10	$((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23			
積立限度超過額	11	(3) - (10)	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24			
累積限度基準額	12	(5)	貸借	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25		
前算(前)							
度益金							
超過							
前超(前)							
額の							
計			左額の明細	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28		
算			前期以前分	前期末における差額 (前期の(26))	29		
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16						
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17						

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10196」
- ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合